

# 和歌山県水泳連盟表彰規程

## (目的)

- 第1条 本連盟の目的達成のために貢献した個人又は団体の功績を讃えるため、この規程を定め、これを表彰する。
- 2 水泳競技者として優秀な成績を収めた者を表彰する。
  - 3 その他の表彰に関する事項をこの規程に定める。

## (表彰種別)

第2条 本連盟の表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 功労者表彰
- (2) 有功者表彰
- (3) 優秀選手等（優秀選手、優秀チーム、優秀コーチ）表彰
- (4) 新記録表彰
- (5) 優秀マスターズ表彰
- (6) 優秀競技役員表彰

## (功労者表彰)

第3条 功労者表彰は、本水泳連盟の事業に永年に渡り貢献されその功績が他の範となる者を表彰するものである。

- 2 役員改選年に表彰する。
- 3 加盟団体及び本連盟理事会並びに委員会は、毎年3月末日までに管轄内に功労者表彰の該当者がある場合は、その事績を説明する資料を添えて本連盟選考委員会に提出する。
- 4 表彰者は選考委員会において決定する。

## (有功者表彰)

第4条 有功者表彰は、永年に渡り地域における水泳及び水泳競技の普及発展に貢献した個人に対しその功績を讃えるために表彰するものである。

- 2 加盟団体及び本連盟理事会並びに委員会は、毎年3月末日までに管轄内に功労者表彰の該当者がある場合は、その事績を説明する資料を添えて本連盟選考委員会に提出する。
- 3 表彰者は、選考委員会において決定する。

## (優秀選手等表彰)

第5条 優秀選手等表彰は、毎年、過去1ヶ年間に優秀な成績を収めた個人及び団体並びに指導者を表彰するものである。

- 2 優秀選手等の選考基準は、競泳委員会、飛込委員会、水球委員会、シンクロ委員会、日本泳法委員会、障がい者委員会において別に定める。
- 3 競泳委員会、飛込委員会、水球委員会、シンクロ委員会、日本泳法委員会、障がい者委員会より推薦された者を候補とし、選考委員会において決定する。

## (新記録表彰)

第6条 新記録表彰は、毎年過去1ヶ年間に和歌山県新記録（学童、中学、高校、一般）を樹立した者に対して表彰するものである。

- 2 競技委員会より推薦された者を候補とし、選考委員会において決定する。

## (優秀マスターズ表彰)

第7条 優秀マスターズ表彰は、毎年、過去1ヶ年間に優秀な成績を収めたマスターズ選手、又は団体を表彰するものである。

- 2 優秀マスターズ選手の選考基準は、普及委員会において別に定める。
- 3 普及委員会より推薦された者を候補とし、選考委員会において決定する。

(優秀競技役員表彰)

第8条 優秀競技役員表彰は、毎年、過去1ヶ年間に本連盟の公式及び公認競技大会に競技役員(参加団体からの義務役員は除く)として参加し、競技会運営に多大な貢献をされた競技役員を表彰するものである。

- 2 優秀競技役員の選考基準は、競技委員会において別に定める。
- 3 競技委員会より推薦された者を候補とし、選考委員会において決定する。

(他団体への推薦)

第9条 他団体が行う表彰に係る本連盟推薦者については、加盟団体が推薦する者及び会長が推薦する者を候補とし、選考委員会において決定する。

- 2 日本水泳連盟有功章受賞候補者の推薦については、日本水泳連盟記念事業ならびに栄章規則(加盟団体における水泳及び水泳競技の普及発展に貢献した者であって、満55歳以上の会員登録者1名)に則り行う。
- 3 前項推薦者については、加盟団体が推薦する者及び会長が推薦する者を候補とし、選考委員会において決定する。
- 4 前項の加盟団体及び会長の推薦については、毎年3月末日までに選考委員会に対して行う。

(報告)

第10条 この規程により表彰を受け、若しくは推薦者に決定した個人及び団体については、直近の理事会及び総会に報告するものとする。

(細則)

第11条 この規程に定めのない事項については、会長がこれを定める。

付 則 この規程は平成7年7月1日より施行するものとする。

平成9年6月1日一部改正

平成24年3月18日一部改正

平成25年5月12日一部改正

平成26年5月11日一部改正

平成27年5月10日一部改正